

令和5年蘭越町議会第1回定例会会議録

○開会及び閉会

令和5年 3月10日

開 会 午前10時00分

延 会 午後 2時 5分

○出席及び欠席議員の氏名

出席（ 9名）	1番	淀谷 融	2番	金安 英照
	5番	永井 浩	6番	向山 博
	7番	難波 修二	8番	赤石 勝子
	9番	柳谷 要	10番	熊谷 雅幸
	11番	富樫 順悦		

欠席（なし）

○会議録署名議員

5番 永井 浩 6番 向山 博

○説明のために出席した者の職氏名

町 長	金 秀行	教育長	小林 俊也
総務課長	渡辺 貢	税務課長	名越 義博
住民福祉課長	北山 誠一	健康推進課長	山下 志伸
農林水産課長	田縁 幸哉	建設課長	北川 淳一
商工労働観光課長	水上 昭広	総務課参事	今野 満
農林水産課参事	木村 恭史	教育次長	梅本 聖孝

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 福原 明美 書記 和田 慎一

○議事日程

日程第 1	議案第 1 号	蘭越町個人情報保護法施行条例
日程第 2	議案第 2 号	蘭越町ふるさとを想う寄附金基金条例
日程第 3	議案第 3 号	蘭越町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第 4	議案第 4 号	蘭越町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例の一部を改正する条例
	議案第 5 号	後志南部地区地域資源循環管理施設（土地改良資材製造施設）の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第 5	議案第 6 号	蘭越町ふるさとの丘キャンプ場設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第 6	議案第 7 号	蘭越町営住宅管理条例の一部を改正する条例
日程第 7	議案第 8 号	町道の路線認定について
日程第 8	議案第 9 号	令和 4 年度蘭越町一般会計補正予算（第 9 号）
日程第 9	議案第 10 号	令和 4 年度蘭越町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 10	議案第 11 号	令和 4 年度蘭越町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 11	議案第 12 号	令和 4 年度蘭越町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 12	議案第 13 号	令和 4 年度蘭越町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 13	議案第 14 号	令和 4 年度蘭越町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 14	議案第 15 号	令和 4 年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事業特別会計補正予算（第 3 号）

○議長（富樫順悦） おはようございます。

ただいまの出席議員は9名であります。

ただちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布しておりますので、御了承願います。

なお、本日の会議中、総務課広報広聴係の写真撮影及び報道機関の取材について許可をしておりますので、御了承願います。

○議長（富樫順悦） 日程第1、議案第1号蘭越町個人情報保護法施行条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） ただいま上程されました、議案第1号蘭越町個人情報保護法施行条例につきまして御説明申し上げます。

この条例は、社会全体のデジタル化に対応した個人情報の保護とデータ流通の両立を図るため、関係法律の整備に関する法律が令和3年5月19日に公布され、個人情報保護制度につきましては、国が定める個人情報保護法のもと全国統一の共通ルールが適用されることから、本町におきましても、現行の蘭越町個人情報保護条例を廃止し、新たに条例を制定するものです。

それでは、議案の1ページを御覧願います。

第1条は、本条例の趣旨についての定めで、全国の都道府県、市町村、民間企業などが保有している個人情報の取扱いについては、国が定めた改正個人情報保護法の規律に基づき運用されることとなりますが、一部については、条例において独自の措置を設けることができるため、本条例において必要な事項を定めることを規定しております。

第2条は、用語についてで、第1項は、この条例で使用する用語は、改正個人情報保護法及び同法施行令に基づくことを第1項で定め、第2項では、実施期間の定義を御覧のとおり定めております。

第3条は、開示請求に係る手数料についての定めで、現行の個人情報保護条例及び情報公開条例との整合性を図るため、これまでと同様に手数料は無料とし、交付に要する費用は実費負担とすることといたしますが、経済的困難、その他特別な理由があると認めるときは、交付に要する費用を減額、または免除できることを定めるものでございます。

第4条は、開示請求があった場合の開示決定等の期限についての定め

で、国の法律では開示決定の期限及び延長できる期限は、いずれも30日と規定しておりますが、本町の現行条例では15日と定めておりますので、本施行条例におきましても、開示請求者への開示・不開示決定の回答期限は第1項で、また延長できる期限は第2項で、いずれも15日と定めるものでございます。2ページを御覧願います。

第5条は、開示決定等の期限の特例についての定めで、開示請求の数が大量であるため、現状で規定する15日以内に請求者に対して開示決定もしくは不開示決定の通知をすることが困難な場合、国では当該期限を60日と定めておりますが、本町では特例期限を30日と定めるものでございます。

第6条は、個人情報の内容に誤りがあり、その内容の訂正請求があった場合の訂正決定等の期限についての定めで、また第7条は、個人情報の利用停止請求があった場合の停止決定等の期限についての定めでございますが、これらにつきましても、第4条と同様の趣旨で15日と定めるものでございます。3ページを御覧願います。

第8条は、審査会への諮問についての定めで、個人情報を取扱う上で、第三者機関の意見を聴くことも重要となりますので、第1号から第3号までの事項について諮問できることを定めるものでございます。

第9条は、運用状況の公表についての定めで、運用状況の公表については、現行条例においても規定しており、議会等への報告と公表を規定するものでございます。

第10条は、委任条項で、本条の施行に当たり、必要な事項は別に定めることを規定しております。

附則第1条は、施行期日について。4ページを御覧願います。

第2条は、現行の蘭越町個人情報保護条例の廃止規定でございます。

附則第3条は、経過措置で、第1項は、現在もしくは以前に個人情報を取扱う事務に従事していた職員や委託を受けた者は、旧条例が廃止された以降においても、個人情報を漏らしたり、不当な目的で使用してはならないことを定め、第2項では、施行日前に開示請求等があった場合の取扱については、旧条例の規定が適用されることを定めるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

9番柳谷議員。

〇9番(柳谷要) 国の法律に基づく条例設定でございますので、議論の結果がどう反映されるかっていうのは、未知数のものがあるというふうに考えております。若干、個人情報情報を国の管理に一元化するっていうことについてはですね。かつてデジタル技術がそれほど普及してない1970年代に国民総背番号制っていう議論がありました。主に徴税事務を合理化する、直接税を合理化する、そういう意図を持って考えられた当時の自治省の考えであったというふうに思います。この自治体が持っていた秘密情報保護の取扱いを国の事務に一元化するということの意図をですね、法律では、第1条その目的の規定でされているわけですが、若干、私が抱えている危惧について、法律に基づく条例ですから、反対はしませんが、多くの町民が抱えてる、私が聞くその危惧について、若干、お尋ねしたいと思います。

いわゆる2,000個問題っていうのは、協議会の説明会でも予算説明会でもあったわけですけども、巨大災害があったときに個人データが自治体任せになると、役所が被災に遭ったときに住民の被災状況、いわゆる名寄せや数寄せができないという指摘があったように聞いておりますが、その実態を若干説明していただきたいというふうに、岩手県中心ですね、東北震災のときに話題になりました。その実態について説明していただきたいと。

それからですね、もう一つ。住基ネットその他のですね、本来、秘密にされるべき、そういう情報が一元管理することによって、ほとんどですね、グーグルや大手の通信産業、それから国籍が日本でない企業の管理下に置かれるということが考えられるわけですが、公正で民主的なその入札行為によって、国の情報管理が外国の企業に一部委ねられる、それから国内でも民間発注がされるということは十分考えられるわけですね。それで後を絶たない、その情報の漏洩事件がしばしば話題になるということがありますが、私は国の一元管理、もちろん必要があって、政策的、政治的な意図があってそうするんだろうと思うんですが、情報管理の最大の、その国民のセキュリティの問題っていうのは自治体管理、つまり情報を分散管理することによって最も有効な効果を発揮するというふうに思っていました。それで今回の一元化についてですね、このへん

の疑問をどう、どのように町長は国の方針を受け止めているかどうか、この2点及び3点について伺います。

○議長（富樫順悦） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） 御質問にお答えいたします。

まず1点目なんですけども、まず個人情報保護法の、まず関するルールでございますけども、地方自治法の第1条の2、第2号にですね、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動、もしくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務、もしくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務として、基本的には国が担うべき枠は役割として、今回このルールというものが定められたものでございます。その上で、今回の改正につきましても、地域の特性を照らしてですね、必要がある場合には法律の範囲内で、条例により独自の保護措置を講ずることが可能とされているというところから今回の改正に至っているということでございます。

先ほどの、その岩手県の関係でございますけども、詳しいそこらへんのちょっと詳細はおさえてはいないですけど、災害が発生した際にですね、市町村が保有している個人情報の提供、これらを受けることで被災者の住所だとか氏名、家族構成及び財産の保有内容、また被災者のうちに特に配慮すべき要支援者ですね、これらを広域的に的確に把握できるといったところから詳細な被災者の台帳の作成、さらには個人ごとの被災状況に応じた医療だとか、福祉、経済的な支援などに対してスピード感を持って対応できると、早急な復旧、これらについて対応できるということで、それらのところから今回の件に至ったと理解しております。

あと2点目のビッグデータの関係でございますけども、全国の民間病院とか市立病院、またはの町立の診療所が持つ患者の医療データ、カルテだとか、検査記録等についてですね、それぞれ個人が特定できないように工夫した上で、国等が定めた認定機関に提供すると。その当該認定機関は、全国の医療機関から集められたデータ等をビッグデータとして活用することでですね、製薬会社や大学などの研究機関における新薬の開発だとかこういうのに役立つということも期待できるというようなことも効果としては考えられるといった国の一定的なルート概念の中からこういった法律の制定につながっているものと考えております。ちょっと答えになってるかどうかわれなんですけども、そういったことで、

御理解願いたいと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） 柳谷議員。

○9番（柳谷要） 1回目の質問で答えてもらえなかったんですが、東北の具体的な事例がありましたら、もし手元にありましたらお知らせいただきたい。

○議長（富樫順悦） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） すいません。

この2,000個問題の関係です。東日本大震災の直後にですね、各自治体が保有する災害時の要配慮個人情報をも民間支援団体に提供して、支援や安否確認に活用した自治体、2団体ですけれども、岩手県と南相馬市のみで、他の自治体は個人情報の第三者提供に対して過剰なまでの拒否反応があったというところです。

この中のコロナ禍の際のですね、保健所や市立病院や町立病院所等の間で、患者等々の情報のやり取りが円滑にできなかったということのところ、災害のところのごさいまして、ちょっと具体的にそれより深いところの情報をつかんでおりません。

申し訳ございません。よろしく願いいたします。

○議長（富樫順悦） 柳谷議員。

○9番（柳谷要） 行政事務は大体2,300ぐらいあるんじゃないかって言われてるんですが、2,000個問題っていうのは、その行政事務のほとんど全てが流出しなくなってしまった状態でもって地域のその把握をどうするのかっていう、そういう課題が起きてきたというのがありましてね、100年か1,000年に1回のそういう大災害にどう備えるかっていう、それは適切かどうかわかりませんが、想定外の事故っていうのは、原発もそういう言葉で言われましたけども、日常生活を管理するっていうことは全く次元の違うね、そういう問題ですね、最大限譲歩しても、自治体である都道府県が管理するのは個人情報だというふうに私は考えて、今回の法改正による条例っていうのは、やはり賛成はしますけども、非常に様々な心配やガバナンスが必要だというふうに思っ

おります。

それからマイナンバーカードでございますが、職員の皆さんも夜勤までしてですね、普及率を上げるということを努力してきたようでございます。2万円の給付金合わせて、そういう支援をもらって普及するというので、今朝の新聞ですね、私が発言した情報漏えいの危険性については低いんだと、マイナンバーは違法でないと、違法であるという裁判に対して違法ではない、好ましいかっていう判断ではないんですね。好ましいかどうかという判断ではないということですね。だからこれをどうするか、ですから私どもの役目としては、認識を深める以外ないんですが、各種の名簿、これが一元管理される危惧っていうのを正しく捉えるっていうことが、例えば戸籍には賞罰の記録が入ると、懲役刑以上禁固刑ですか、以上の賞罰が記録として残ってるとか、それから経済事犯、事犯というのはおかしいですか、経済事故があったときに、例えば会社倒産とかですね、そういうのも付随して出てくるという問題がありますね。それから健康保険について言えば、人に知られたくない病気をした場合、それはネットが漏洩すれば当然わかってくる。つまり情報は個人のものであるにもかかわらず、自治体も含めて国で一元管理すると。この危険性ですね、やっぱりそこに民間の情報会社が入るということになってくると、ますますそういう管理が徹底されなければならないという危険があるんじゃないかと。私どもはどんな手法をとろうとですね、危惧されることについては、万全の体制でいくっていうのが必要だと思いますので、これは町の議論として終わらせることなく、町長も十分頭に置いて、私はことを進めていくことが大事ではないかというふうに思っています。町長からお願いできれば。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 柳谷議員の御質問にお答えします。

今回の個人情報保護制度見直し、これは国の制度に基づいて全国市町村がこの条例化を行っているという実態です。で、議員がおっしゃられた、これまで個人情報の保護というのは、特に自治体においては個人情報の保護っていうのを最重要に考えて、やはりいろんな個人の持っている権利、そういうものを漏洩してはならないという非常に強い思いからですね、守ってきたという部分があります。これが今、議論となっている。先ほど総務課長もおっしゃったとおり、なかなか災害が起きたりとか、

そういういろんなコロナ禍の部分の中で、個人情報を守るという部分の中から、それを共有化できない、そういう問題が出てきたというものもあってですね、今回、国の方でもデジタル化に合わせて制度改正したってことです。

議員がおっしゃってるとおり、私は個人の保護っていう情報をですね、何でもかんでも情報を出すっていうふうにはならないというふうに思っています。個人の権利ってのはきちっと守らなかつたらならないというふうに思っています。ただ、今、この国のやる制度において、きちっとどこまでですね、情報共有ができるのか、そういうことも内部できちっと、もうこれからいろんな部分が出てくると思います。例えば、庁内においてもですね、いろんな住民票だなんだ、そういうものをペーパーでくれとか、今までは閲覧したものをペーパーでとか、いろんなそういうものもこれから出てくる部分もありますので、十分そのへんのところは、制度という部分の条例施行ですから、そこに照らし合わせた部分の中で、きちっと担当職員の方にも勉強を重ねながらですね、進めてまいりたいというふうに思っております。

今、部分の中では、やはりこういう支障が出てきたものを少しでも共有化することによって、有効に活用できる、そういう趣旨のものと部分でできるところはやっていきたい。守るところは守る、そういうような考え方で進めてまいりたいというふうに考えております。御理解を願いたいと思います。

○議長（富樫順悦） 柳谷議員。

○9番（柳谷要） 一つ例を申し上げたいと思います。町長のおっしゃること十分わかります。頑張って個人の利益を損なわないようなかたちですね、情報管理を自治体で、国の一元管理になったから自治体は関係ないんだということではないわけですよ。駐在さんが台帳を持って1軒ずつ歩く、これ戸口調査っていうんですが、例えば火災があったときに残念ながら焼死体が見つかったと、これが家族のものであるかっていう場合、ちょっと特定しながらするのは医療機関で司法解剖なりなんなりっていうことがされるんでしょうけども、まずその家族の構成員が元気であるのかいないのかっていうことを調べるために、戸口調査をもとにして、不正確な資料もあるかもわかりませんが、信頼度はかなり高いもの、世界にない、そういう制度というふうに聞いております。これは

実にアナログ的ですね、今のデジタル時代にこういう手法が必要なのかどうかという問題ですね。これは私はアナログであるからこそ、戸口調査は警察行政上、大事にされてるといふふうに捉えているんですね。だから、一元化することによって、全部そこに集約することによって、例えばウクライナの例を出すわけではありませんが、国境が侵されたときにその情報をまずやられたというそういう場合、やっぱりこれをどう管理するのかというね。一元化すれば、それだけそのガバナンスが低下するという捉え方もあるんですよ。だからくどいようですが、やっぱり現場でどういうふうにこの法律を捉えて、ケアレスミスっていうか、不注意による漏えいであればまだ救われるんですが、政治的な意図を持った漏えいというのはね、十分考えておかなきゃならない。自治体はそれに巻き込まれるということだってありうるわけですよ。だから、やっぱり認識を深めるという点では、私はもっともこの議会でもたくさん議論があればいいなと思うわけですよ。やっぱりブロックして、要するに漏れない目的以外使えないようにするんだとは言うけど、果たしてそれが可能かどうかですよ。そんなにおめでたい制度ではないと思いますよこれ。これは町長から一言お願いします

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 柳谷議員の御質問にお答えします。

議員おっしゃってるとおりですね、今回、国がそういう法律に基づいて制度化したということです。ですから、町村においても、その趣旨にのっとって制度は進めていきたいと思いますが、一つ、今、議員が警察の方の例を挙げましたが、町においてもですね、消防においては火災とか、そういう部分の査察をするための個人の、消防として持っている情報とかですね、今、要援護者っていう要支援の方々が、災害起きたときに、地域でどう誰が対応して守っていくかと、そういうようなことも、それぞれ防災の観点からいくと、作ってですね、いつなったときに地域でこういうような対応をなさいというようなものもやっぱり出てきます。これもいろんな個人情報のある問題が出てきますので、きちっとそのへんのところはですね、それぞれの機関、情報を漏えいできないっていうか、漏れないような、きっとそういうようなこともこれから確認をしていく必要もありますし、やはりそれぞれいろんなデジタル化になっていきますから、便利になっていく反面、そういう不安っていうか、ものも出てきま

すので、そういうものも含めて、情報とかそういうものについては、町民の皆さんにもきちっと周知をしていく、そういうことがこれから大切であるというふうに考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（富樫順悦） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第1号、蘭越町個人情報保護法施行条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第2、議案第2号蘭越町ふるさとを想う寄附金基金条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

水上商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（水上昭広） ただいま上程されました、議案第2号蘭越町ふるさとを想う寄附金基金条例について、御説明申し上げます。

この条例は、当該年度に随時充当していた寄附金を、令和5年度から寄附金を一度基金に積み立て、翌年度に一括して事業ごとに配分し、効果的に寄附金活用事業経費に充てるため、新たに条例を制定するものです。

それでは議案の2ページを御覧願います。

第1条の設置の目的でございますが、ふるさと納税として、本町を応援するために寄せられた寄附金を寄附者の意向に沿った事業に活用する

資金として積み立てるため、蘭越町ふるさとを想う寄附金基金を設置するものです。

第2条の積み立てでございますが、基金として積み立てる額は一般会計歳入歳出予算に定める額とするものです。

第3条の寄附金の使途指定でございますが、寄附者は自らの寄附金を町長が定める事業のうち、いずれかにあてるかをあらかじめ指定できるものと定めるものです。

第4条の管理ですが、基金に属する現金は金融機関への預金その他、確実かつ有利な方法により管理しなければならないと定めるものです。

第5条の運用益金の処理でございますが、基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものと定めるものです。

第6条の処分でございますが、基金は町長が別に定める事業に要する費用に充てる場合に限り、その全部または一部を一般会計歳入歳出予算に計上して処分ができるものと定めるものでございます。

第7条の繰替運用ですが、町長は財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法期間及び利率を定め、基金に属する現金を歳計現金に繰替えて運用し、または一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより、歳入に繰り入れて運用することができるものと定めるものでございます。

8条は委任として、この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める規定でございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布日から施行するものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

7番難波議員。

○7番（難波修二） 7番です。

基金条例を制定すること自体には賛成なんですけれども、ちょっと御質問したいと思います。

予算に関することは、予算の審議の中でやりたいなと思ってるんですけども、これ予算化については観光費でみてるんですよ。で、観光費

でいいのかっていうところ、そもそも私はちょっと首をかしげるんですけども、それは予算の審議の中でやりたいと思います。

それでこの条例を見ててですね、1億、歳入でふるさと納税分の寄附金としてみて、歳出、観光費で必要経費を除いた余りの部分を積立金として5,000万ぐらい見てるんですね。それでこの条例の条文を見てですね、入ったもの、ふるさと納税として入ったもの、1億のうち返礼品とかの必要経費を除いたものを基金として積み立てるという趣旨だと思うんですけども、この条文を見ると、ふるさと納税としていただいた寄附金を、基金として積み立てると。いわゆるふるさと納税の事務処理として返礼品なり、あるいは手数料とか送料とか、そういう必要経費については除くということが、この条例の中では触れられてないんですよ。そういうことでいいのかなという単純な疑問です。1億入ってきたものをそっくり積むんじゃないですよ。それから必要な経費をちゃんとそれを使って、残りについて寄附金として積み立てをさせていただくという、そういうことが、もう少し明確に条文の中にあっただ方がいいんじゃないかなっていうふうに思うんですけども、そのことがどうかというふうに思うんですけども、お答えをいただきたいというふうに思います。

○議長（富樫順悦） 水上商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（水上昭広） 難波議員の御質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、納税額に対して50%を積み立て、またその分で返礼品に30%、あと残りの20%については、例えば返礼品の送料とかですね、あとサイトの手数料というかたちで、対応していくかたちになっております。こちらについても、制度で決まってるものですから、その部分でもですね、きちっとした条文条例の中でもですね、議員おっしゃったとおり、その部分で不足でないかという部分の御指摘もあつたんですけども、その部分でもですね、再度、十分協議をしながら努めていきたいと思いますので御理解願います。

○議長（富樫順悦） 難波議員。

○7番（難波修二） 全国でやってるとこの自治体でもこういう条例のひな型みたいのがあって、それに基づいてきつとやってるんだろうなと

いうふうに思うんですけれども、やっぱり返礼品は30%超えちゃならないと、それから事務経費を含めて50%は必要経費としてみるんですよっていうことがあるのであれば、いわゆる事務経費、返礼品や事務経費等を除いた額を積み立てて使うんだという、そういう基金条例にすることがいいような、素人考えですけれども、そういうふうに思うんですけれども、そういうような例がほかにあるのかどうかわかりませんが、そういうふうにした方がいいんじゃないかなと、特にその30%問題っていうのは、一時期随分問題になりましたよね。どっかそれを超えた高額なものを用意したとかありましたけれども、そういう一定のルールみたいのがあるのであれば、そういうものに基づいてもう少し明確な条文にする方がいいんじゃないかというふうに、私は思うんですけれども、ここで改めますとも言えないんでしょうけれども、十分検討されることがふさわしいんじゃないかなというふうに思うんですけれども、またそれは必要な事項を別に規則に委任するとかっていうことではなく、真ん中のことですから、それについては、十分、誰の目から見てもそういう必要経費等を除いた分を基金として使わせてもらおうという、そういうふうにした方がいいと、私は意見として述べさせていただきますので、御検討いただければというふうに思います。

○議長（富樫順悦） 水上商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（水上昭広） 難波議員の御質問にお答えいたします。

今、議員から御指摘のとおり、その部分を他の市町村の部分でも参考にしながらですね、きちっと内部で協議いたしまして、対応していきたいと思っておりますので、御理解願います。

○議長（富樫順悦） いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

5番永井議員。

○5番（永井浩） 5番です。

ちょっと確認させていただきたいんですけど、ちょっとわかんなかったんですね。

そもそもこのふるさとを想う寄附金、元々ですね、このふるさとを想

う寄附金、基金条例に対するこの基金っていうのは、基金は商工観光課で取り扱う、全額取扱うっていうことなんですよね。最後については。それですね、ちょっと質問はですね、それを取扱うならいいんですけども、町長がね、財政必要上ですね、基金を取崩して使う相手は、例えば教育予算が足りないからそっから持ってくるとかね、建設予算が足りないからそっちへ持ってくるとかっていうことは考えられるんですよ。こんだけこの条例にしたら、町長必要だったらそっからおろして、借りて、ちょっと使っていていいよっていうような感じにも見えるんですよ。ただ、この基金が商工労働観光課で取扱うなら、そのつながりはどういうふうになるのか、ちょっとわからないのでそのへんを伺いたいです。

○議長（富樫順悦） 水上商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（水上昭広） はい、永井議員の御質問にお答えいたします。

実際、ふるさと納税を納税いただく際にですね、寄附者の方から各事業に活用してくださいということで、全部で6項目の事業に分けて随時活用させていただいてる部分もあります。その中で国土保全とかですね、地域福祉の推進、地域産業の振興、あとは子どもたちの支援をする事業、また花一会の充実の事業、あとまちづくりに資すると認められる事業ということで、こちら6つにわかれてですね、そちらで活用するかたちに対応しておりますので御理解願います。

○議長（富樫順悦） 永井議員。

○5番（永井浩） それであれば、各課でね、出さなきゃ、条例出さなきゃなんないんじゃないのかな。これ、これ出てるのは商工労働観光課だけですよね。教育委員会が、例えば花一会の図書館に寄附したら、花一会の所管する教育委員会でもこの条例作って出さなきゃならなくなるんじゃないかなって、単純にちょっと不思議、疑問に思ってるだけなんですけども、どうなんでしようそのへんは。

○議長（富樫順悦） 水上商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（水上昭広） 永井議員の再質問にお答えさせてい

たきます。

今、全部の各事業、6つの事業ですね、こちらの方の説明させていただいたんですけども、実際収入として観光で対応させていただいてますけども、一旦寄附者の意向に沿った部分もありますけども、基金に1回積んでですね、翌年度に、そのうち各事業ですね、先ほどもお答えさせていただいた6つの事業に配分させていただいて、有効活用していただくっていうかたちで対応したいと考えておりますので御理解願います。

○議長（富樫順悦） 永井議員。

○5番（永井浩） はい、永井です。

それだったらね、やっぱり総務課でやる必要があるんだって各課に振り分けるなら、担当は総務課になるんじゃないかなって思うんですよ。例えば商工観光で受け取って管理して、もう寄附者から、これ、教育委員会に使ってくださいと言ったら、観光飛び越した流用はいけないんじゃないかって言われたらね、それちょっとどういうふうに答えるのかなって思いますが、ちょっと全く本当、単純にわからないから聞いてるんですけども、管理、この寄附金の管理するところ、逆に総務課だったらね、それぞれ割り振りするのは簡単だと思うんですよ。そのへんちょっとどうなのかな。総務課長、どう思いますか。

○議長（富樫順悦） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） ふるさとを想う寄附金ということで、まずこのふるさと納税の全体の寄附額、それから受けるほうの取扱いについては、これは商工労働観光課、これ出先の観光庁からも含めて、他町村も全て、ほとんど観光課の方で取扱ってるということになります。当然、翌年度の充当先、先ほど水上課長からおっしゃったとおり、6個の事業で本人の意思をもって、その事業に充てたいという寄附の思いを持って受けるわけですから、その段階で予算編成を、今度、来年度組む段階でですね、財政当局と、その分、十分協議をしながら、どこにどうだということ予算組みしながらですね、充当して、予算を組んでいくといったような流れになろうかと思っておりますので御理解願います。

○議長（富樫順悦） 永井議員。

○5番（永井浩） わかりました。

ただ、例えば、他町村ではですね、何かを作るから、それに特化してふるさと納税をお願いしますとかっていう、この目的に合ったのをやりますよね。それはそれぞれの担当の課であると思うんですけども、今、まちづくりだとか、花一会だとか後から割り振りするんだって言うけど、なんとなく読んでてですね、町長が定め、これ必要な認める必要があると認めるときは、割り振りするでも借りて使っても構わないですよという条例があったもんですから、お金の置き場がね、商工観光で本当にいいのかなと思った単純な質問だったので、疑問だったものですから質問させていただきました。大体理解しましたので、質問は終わります。どうもありがとうございます。

○議長（富樫順悦） 答弁いいですね。

○5番（永井浩） はい。

○議長（富樫順悦） はい。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第2号 蘭越町ふるさとを想う寄附金基金条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第3、議案第3号蘭越町職員蘭越町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） ただいま上程されました、議案第3号蘭越町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

今回の改正につきましては、平成17年から行財政改革の一つとして、町独自で抑制しておりました職員の期末勤勉手当における役職加算について社会経済状況の回復、雇用環境の改善及び近隣町村の動向等を踏まえ、現行の国家公務員と同水準に引き上げるため、条例の一部改正をお願いするものです。

それでは、参考資料①の新旧対照表を御覧願います。

改正箇所はアンダーラインを引いております。

条例第23条第5項は、期末手当、基礎額を算出する際の役職加算についての定めでございますが、役職加算の割合の上限を100分の12から100分の15に改めるものです。

なお、同項は第24条に規定する勤勉手当につきましても準用されるものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第3号蘭越町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

ここで15分間休憩いたします。

再開は11時といたします。

○議長(富樫順悦) 再開いたします。

○議長(富樫順悦) 日程第4、議案第4号蘭越越町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例の一部を改正する条例、議案第5号後志南部地区地域資源循環管理施設(土地改良資材製造施設)の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺総務課長。

○総務課長(渡辺貢) ただいま一括上程されました、議案第4号蘭越町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

この条例は、議案第1号で議決いただきました蘭越町個人情報保護法施行条例と同様に、国が定める個人情報保護法のもと、全国統一的な共通ルールが適用されることに伴い、これに関連する本条例の一部改正をお願いするものです。

それでは、参考資料②の新旧対照表を御覧願います。

改正箇所はアンダーラインを引いております。

第7条は、協定の締結についての定めで、第2項第7号中、個人情報の次に「(個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ)」を加えるものでございます。

次に、第11条は、個人情報の取扱いについての定めで、個人情報の取扱いにつきましては、個人情報保護法に規定する安全管理措置の実施を義務付ける規定に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものです。

つづきまして、議案第5号後志南部地区地域資源循環管理施設（土壌改良資材製造施設）の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

この条例につきましても、議案第4号と同様の理由により、条例の一部改正をお願いするものでございます。

それでは、参考資料③の新旧対照表を御覧願います。

改正箇所はアンダーラインを引いております。

第18条は、協定の締結についての定めで、第2項第7号中、個人情報の次に「（個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報いう。以下同じ。）」を加えるものでございます。

次に、第24条は秘密保持義務についての定めで、これにつきましても、議案第4号と同様に、個人情報保護法に規定する安全管理措置の実施を義務付ける規定に改めるものでございます。2ページになります。

附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第4号蘭越町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例、議案第5号後志南部地区周辺地域資源循環管理施設（土壌改良資材製造施設）の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を一括で採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって議案第4号、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長(富樫順悦) 日程第5、議案第6号蘭越町ふるさとの丘キャンプ場設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

水上商工労働観光課長。

○商工労働観光課長(水上昭広) ただいま上程されました、議案第6号蘭越町ふるさとのキャンプ場設置及び管理条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

令和3年8月から蘭越町ふるさとの丘キャンプ場としてリニューアルいたしました。既存の施設とオートサイトの料金体系を再度、近隣のキャンプ場料金との均衡を考慮した改正を行い、問い合わせが多かった日帰りでの利用が可能となるデイキャンプの料金と、イベント等の貸切料金を追加するため、条例の一部を改正するものでございます。

それでは参考資料④、新旧対照表を御覧願います。

変更箇所にはアンダーラインを引いております。

別表2中、バンガロー4人用使用料2,130円を3,000円に、バンガロー2人用使用料1,590円を2,500円に、次の昨年オープンいたしましたオートサイトは、週末で6割、平日で2割程度の利用状況もあり、集客増加を図るため、5,000円を4,000円に、次のテント床使用料520円を1,000円に、テント床(デイキャンプ)使用料を800円と追加いたしまして、次のタープ使用料520円を700円にそれぞれ改め、フリーサイトについては、イベントなどの全面貸切使用料を新たに4万5,000円と設定するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布日から施行いたします。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(富樫順悦) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第6号蘭越町ふるさとの丘キャンプ場設置及び管理条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議長(富樫順悦) 日程第6、議案第7号蘭越町営住宅管理条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

北川建設課長。

○建設課長(北川淳一) ただいま上程されました、議案第7号蘭越町営住宅管理条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

1枚めくって提案理由の箇所を御覧ください。

今回の改正は、毎年度、入居者の家賃を決定するに当たり、公営住宅法施行令の規定に基づき算出した額を求める必要があることから、条例の別表の家賃を改正するものです。

では、参考資料⑤を御覧ください。

家賃は収入の階層ごとに定めており、それぞれの住宅には家賃に一定の幅を設定しております。

家賃の改定においては、その一定幅の下限額は住宅の経過年数により引き下げられる傾向にある一方で、上限額は、建築中と建築時と同等の住宅を再整備した場合の建築費用の推定額を基準とすることから、一般に引き上げられる傾向にあります。

条例改正の内容は、別表の家賃をこの表のとおり改めるものです。

なお、この改正条例の施行は、改正附則において、令和5年4月1日とするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第7号蘭越町営住宅管理条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第7、議案第8号町道の路線認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

北川建設課長。

○建設課長（北川淳一） ただいま上程されました、議案第8号町道の路線認定について、御説明いたします。

参考資料⑥を御参照ください。

認定する路線は、下の表で路線番号476、路線名はさくら団地線です。

左下の拡大図で赤い線が認定路線を示しております。

路線の起点及び終点は蘭越町525-1で、総延長が112メートル、実延長が109.17メートル。道路幅員が5.5メートルであります。

本路線を町道として認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第8号町道の路線認定についてを採決します。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第8、議案第9号令和4年度蘭越町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺総務課長

○総務課長（渡辺貢） ただいま上程されました、議案第9号令和4年度蘭越町一般会計補正予算第9号につきまして、御説明いたします。

現在、この会計の予算の総額は70億1,170万2,000円で、歳入歳出それぞれ2億7,643万円を追加し、72億8,813万2,000円とするものです。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並び

に補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものです。

次に、繰越明許費の補正ですが、追加及び変更で、第2表繰越明許費補正によるものです。後ほど御説明申し上げます。

また、地方債の補正ですが、変更で、第3表地方債補正によるものです。こちらも後ほど御説明いたします。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明いたします。19ページを御覧願います。

1款議会費 1項議会費 1目議会費、補正額300万7,000円の減。1報酬120万4,000円の減。議員欠員による議員報酬の減です。3職員手当等53万8,000円の減。議員期末手当の減です。8旅費108万6,000円の減、議会研修旅費70万2,000円から、職員旅費27万6,000円の減まで、研修会、要望活動等の中止によるものです。18負担金補助及び交付金17万9,000円の減。諸会議負担金の減です。

2款総務費 1項総務管理費 1目一般管理費、財源内訳の変更で、特定財源の地方債30万円の減は、行政協力員活動事業債、過疎債ソフト分です。20ページになります。

4目財産管理費、補正額151万5,000円の減。14工事請負費151万5,000円の減。旧初田中学校解体工事119万円、旧三和小学校体育館ほか解体工事32万5,000円の減で執行残です。

5目企画費、補正額381万5,000円。特定財源の地方債140万円の減は、バス運行生活路線維持事業債、過疎債ソフト分で、その他の500万円は、再生可能エネルギー、農林漁業健全発展化基金指定寄附金です。18負担金補助及び交付金118万5,000円の減。負担金として、後志総合開発期成会9万3,000円の減から、後志地域生物多様性協議会1万1,000円の減まで、事業中止等に伴う負担金の減額です。補助金として、バス運行生活路線維持事業40万9,000円。住宅エコ化支援事業60万円の減は、補助金申請の減による執行残です。24積立金500万円。再生可能エネルギー、農林漁業健全発展化事業基金積立金で、発電時、事業者から提供される売電収益資金を基金に積立てるものです。

12目定住促進対策事業費、補正額130万円の減。18負担金補助及び交付金130万円の減。補助金として、次のページになります。空き家改修事業20万円から、空き家撤去費用補助事業100万円の減まで

補助金申請の減による執行残です。

14目防災対策費、補正額163万5,000円。特定財源のその他30万円は、建物災害共済金です。10需用費33万7,000円。修繕料で、湯本温泉に設置の行政通信システム機器の故障のため、交換処理をお願いするものです。11役務費129万8,000円。行政通信システム機器移設等手数料で、行政通信システムの専用電柱が積雪の影響で傾きが生じ、電柱の修復と通信ケーブルの張替をお願いするものです。

16目財政調整基金費、補正額1億4,800万円。24積立金1億4,800万円。財政調整基金に5,000万円、公共施設整備基金に9,800万円をそれぞれ積立てさせていただくものです。これにより基金の現在高は、財政調整基金で15億6,072万3,000円。公共施設整備基金で26億2,403万円となり、一般会計ベースでの基金現在高は49億8,826万7,000円となります。

17目新型コロナウイルス感染症対策費、補正額465万円。特定財源の国道支出金465万円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金です。18負担金補助及び交付金1,235万円の減。補助金として原油価格、物価高騰対策事業390万円の減は、スーパープレミアム商品券購入に係る執行残です。22ページにまいります。蘭越町商工会中小企業等経営費高騰対策支援事業480万円の減は、中小個人事業者の支援金に係る執行残です。次の子育て世帯生活支援特別給付金80万円から、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金195万円までは給付対象者の減による執行残です。27繰出金1,700万円。温泉旅館幽泉閣事業特別会計繰出金で、幽泉閣の宿泊、会食等の減少、また原油価格や電気料金の高騰により収益に大きな影響が出ていることから、今後の経営維持を図るため、支援をするものです。

3款民生費 1項社会福祉費 1目社会福祉総務費、補正額931万9,000円の減。特定財源の国道支出金35万7,000円は、国民健康保険基盤安定負担金、地域づくり総合交付金です。その他20万円は地域福祉基金指定寄附金です。19扶助費89万1,000円の減。在宅障害者施設通所費扶助45万7,000円から、人工透析患者通院交通費助成事業補助10万2,000円の減まで執行残です。24積立金20万円、地域福祉基金積立金で2件の寄附がありましたので、積立をさせていただくものです。27繰出金862万8,000円の減。国民健康保険特別会計繰出金です。次のページになります。

3目老人福祉費、補正額562万4,000円の減。特定財源の地方債40万円の減は、敬老会開催事業債、過疎債ソフト分です。10需用費30万円の減。燃料費で軽油の執行残です。12委託料78万円の減。臨時運転業務委託料で執行残です。18負担金補助及び交付金27万7,000円の減。敬老会開催事業補助金で執行残です。27繰出金426万7,000円の減。介護保険サービス事業特別会計繰出金です。

5目高齢者生活福祉センター費、補正額95万7,000円の減。1報酬145万円の減。会計年度任用職員報酬です。3職員手当等14万4,000円の減。会計年度任用職員の期末手当です。10需用費63万7,000円。燃料費でセンターこんぶの重油41万8,000円の追加をお願いします。次の修繕料21万9,000円は、センターこんぶ居室内の壁、天井クロスの張替をお願いします。24ページになります。

6目自立支援給付・措置費、補正額780万5,000円の減。特定財源の国道支出金37万6,000円は、自立支援給付費負担金、地域生活支援事業補助金です。その他100万円の減は、老人福祉施設入所者負担金です。11役務費10万1,000円の減。主治医意見書作成料で件数の減少によるものです。18負担金補助及び交付金126万6,000円の減。負担金として、北海道自治体情報システム協議会106万円から、障害者認定審査会14万4,000円の減まで、負担金確定による執行残です。19扶助費643万8,000円の減。老人福祉施設措置費800万円の減は執行残です。次の障害福祉サービス費156万2,000円は、利用件数の増加により追加をお願いします。

9目後期高齢者医療費、補正額840万7,000円の減。特定財源の国道支出金84万6,000円の減は、後期高齢者医療保険基盤安定負担金です。18負担金補助及び交付金749万4,000円の減。次のページにまいります。北海道後期高齢者医療広域連合負担金で、令和3年度市町村療養給付費負担金の確定及び精査によるものです。19扶助費55万5,000円。後期高齢者医療保険料扶助費で、扶助対象者の増加によるものです。27繰出金146万8,000円の減。後期高齢者医療特別会計繰出金です。

10目介護保険事業費、補正額131万2,000円。18負担金補助及び交付金131万2,000円。後志広域連合負担金で、介護給付費等の増加によるものです。

3款民生費 2項児童福祉費 1目児童福祉総務費、補正額280万

6,000円の減。特定財源の国道支出金24万4,000円は、地域子ども・子育て支援事業補助金です。地方債90万円の減は、学校給食費助成事業債、過疎債ソフト分で、その他の5万円は、子ども・子育て基金指定寄附金です。7報償費41万円の減。誕生祝い金で執行残です。14工事請負費13万2,000円の減。なかよし広場木製遊具設置工事で執行残です。18負担金補助及び交付金290万円の減。負担金として、羊蹄山ろく発達支援センター30万円の減は、負担金の確定によるものです。次の広域保育所入所60万円の減から、26ページになります。施設型教育保育給付費140万円の減は、受入利用児童数の減によるものです。19扶助費57万9,000円。子育て支援短期利用及び短時間利用事業扶助で利用児童の増加によるものです。22償還金利子及び割引料7,000円。児童手当負担金返還金で、前年度の精算実績に基づき、国へ返還するものです。24積立金5万円。子ども・子育て基金積立金で1件の寄附がありましたので、積立させていただくものです。

2目母子福祉費、補正額173万8,000円の減。特定財源の国道支出金9万9,000円の減は、妊産婦安心出産支援事業補助金です。12委託料125万円の減。すこやか待ちゃん支援事業で、出生数の減による執行残です。19扶助費48万8,000円の減。妊産婦安心出産支援事業扶助で、執行残です。

3目蘭越保育所費、補正額266万3,000円の減。特定財源のその他24万7,000円の減は、社会保険料です。1報酬265万5,000円の減。会計年度任用職員報酬及び時間外勤務手当の減です。3、4は説明を省略します。次のページになります。

7報償費7万円の減。児童劇団巡回公演謝礼で、巡回公演の中止によるものです。10需用費86万3,000円。光熱水費で、蘭越保育所の電気料です。

4目昆布保育所費、補正額28万5,000円の減。1報酬34万円の減。会計年度任用職員報酬です。10需用費5万5,000円。光熱水費で、昆布保育所の電気料です。

5目学童保育所費、補正額13万2,000円の減。1報酬40万円の減。会計年度任用職員報酬です。10需用費26万8000円。光熱費、学童保育所の電気料です。

4款衛生費 1項保健衛生費 1目保健衛生総務費、補正額500万円。18負担金補助及び交付金500万円。28ページになります。地域医療機関体制維持事業補助金で、昆布温泉病院へ地域医療の体制を維持

していただくため、所要の経費を助成するものです。

2目予防費301万9,000円の減。10需用費210万9,000円の減。医薬材料費で出生数の減による執行残です。12委託料98万8,000円の減。乳幼児予防接種委託料で執行残です。22償還金利子及び割引料7万8,000円。がん検診推進事業補助金返還金1万6,000円。緊急風しん抗体検査等事業補助金返還金6万2,000円は、いずれも令和3年度補助金精算に伴う返還金です。

5目蘭越歯科診療所費、補正額7万3,000円。10需用費7万3,000円。燃料費で、蘭越歯科診療所の灯油です。

6目蘭越診療所費、補正額584万円の減。特定財源のその他982万4,000円は、予防接種料、社会保険料、医療介護障害施設等物価高騰対策支援金です。4共済費45万円。社会保険料です。11役務費10万円。通信運搬費で電話料です。12委託料639万円の減。診療業務委託料で、診療所医師の休職によるものです。次のページになります。

8目保健福祉センター費、補正額79万5,000円。10需用費79万5,000円。修繕料で保健福祉センターの温水ボイラーが故障したため、制御盤ポンプほかの交換修理をお願いするものです。

4款衛生費 3項上水道費 1目飲用水施設整備費、補正272万8,000円。27繰出金272万8,000円。簡易水道事業特別会計繰出金です。

6款農林水産業費 1項農業費 1目農業委員会費、補正額60万7,000円の減。8旅費43万円の減。会議、研修会等の中止に伴い委員旅費、職員旅費をそれぞれ減額するものです。18負担金補助及び交付金17万7,000円の減。諸会議負担金です。

3目農業振興費、補正額4,775万6,000円。特定財源の国道支出金4,946万2,000円は、担い手確保・経営強化支援事業補助金、鳥獣被害防止総合対策事業補助金です。地方債420万円の減は、黒松内堆肥センター改修事業債で、その他の50万円は機構集積協力金返還金です。7報償費53万円。農作物等被害防止、有害鳥獣駆除謝礼でエゾシカ・アライグマの駆除頭数の増加によるものです。17備品購入費48万7,000円の減。箱罫ほかで執行残です。18負担金補助及び交付金4,721万3,000円。負担金として、30ページになります。黒松内町堆肥センター改修事業259万3,000円の減は執行残です。補助金として、担い手確保・経営強化支援事業4,994万6,000円は、国から農業用機械及び施設導入支援に係る割当配分を受けたため、

町内3農業経営体に対し補正させていただき、繰越明許費をもって、令和5年度に執行をお願いするものです。次の猟銃免許取得支援事業補助金14万円の減は、執行残です。22償還金利子及び割引料50万円。機構集積協力金返還金です。

4目畜産業費、補正額8万円の減。特定財源のその他8万円の減は、牧草補償金の歳出充当を減額するものです。18負担金補助及び交付金8万円の減。放牧料支援事業補助金で執行残です。

5目農地費、補正額275万円の減。18負担金補助及び交付金136万3,000円。蘭越土地改良区補助金で、黄金地区農業用排水路整備事業及び初田第2揚水機場適正化事業に係る追加をお願いするものです。27繰出金411万3,000円の減。農業集落排水事業特別会計繰出金です。

7目ほ場整備事業費、補正額6,590万1,000円。特定財源の国道支出金555万7,000円は、次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業補助金、中心経営体農地集積促進事業補助金、農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金、換地計画業務委託金です。地方債の380万円につきましては、大谷地区ほか5地区の道営農地整備事業債、大谷地区農業水路等長寿命化・防災減災事業債、客土推進事業債、過疎債ソフト分です。また、その他4,722万2,000円につきましては、大谷地区他ほか6地区の農地整備事業分担金及び中心経営体農地集積促進事業分担金、大谷地区農業水路等長寿命化・防災減災事業分担金です。14工事請負費1,610万円の減。大谷第1揚水機場ポンプ更新工事で執行残です。次のページにまいります。18負担金補助及び交付金8,200万1,000円。負担金として、大谷地区道営農地整備事業44万4,000円から、名駒地区道営農地整備事業1,119万4,000円の追加まで事業費変更に伴うものです。次に、交付金として、大谷地区中心経営体農地集積促進事業135万9,000円の減から、32ページになります。名駒地区中心経営体農地集積促進事業175万9,000円の減まで、事業費変更及び執行残によるものです。

6款農林水産業費 2項林業費 2目林業振興費、補正額1,022万1,000円の減。特定財源の国道支出金111万7,000円の減は、豊かな森づくり推進事業補助金で、その他761万3,000円の減は、森林環境譲与税基金繰入金です。18負担金補助及び交付金1,022万1,000円の減。補助金として、私有林等整備事業761万3,000円の減から、徐間伐推進対策事業44万1,000円の減まで、事業

確定に伴う執行残です。

3目町有林整備費、補正額244万円の減。特定財源の国道支出金172万5,000円の減は、森林保護事業補助金及び造林事業補助金で、その他49万2,000円の減は、パルプ素材売払収入の歳出充当を減額するものです。12委託料31万6,000円の減。作業路等草木刈払作業委託料21万4,000円の減。次のページにまいります。殺鼠剤空中散布委託料10万2,000円の減は執行残です。14工事請負費212万4,000円の減。造林地間伐工事16万3,000円の減から、造林地更新伐工事19万8,000円減まで執行残です。

7款商工費 1項商工費 1目商工総務費、補正額69万1,000円の減。18負担金補助及び交付金69万1,000円の減。ようてい地域消費生活相談窓口運営協議会負担金で、補助金の確定により構成町村の負担金を減額するものです。

2目商工振興費、補正額629万4,000円の減。特定財源の地方債120万円の減は、らぶちゃんカード会特別企画事業債、過疎債ソフト分で、その他19万1,000円の減は、社会保険料です。1報酬204万6,000円の減。会計年度任用職員、地域おこし協力隊員の報酬です。3、4は説明を省略します。34ページにまいります。8旅費8万9,000円の減。会計年度任用職員、地域おこし協力隊費用弁償及び旅費です。10需用費6万円の減。消耗品費です。18負担金補助及び交付金352万4,000円の減。補助金として地域おこし協力隊員助成事業94万円の減から、蘭越町中小企業融資緊急支援対策事業98万円の減まで執行残です。

4目観光費、補正額319万円の減。特定財源の地方債190万円の減は、蘭越町観光物産協会運営事業債過疎債ソフト分で、その他27万1,000円の減は社会保険料です。1報酬220万円の減。会計年度任用職員報酬で、国庫補助対象経費として支出のため予算科目を移行するものです。3、次のページにまいります。4は説明を省略します。

5目交流促進センター雪秩父費、補正額10万円の減。特定財源のその他520万円の減は、雪秩父利用料、食事料、売店収入です。10需用費20万円。燃料費の50万円は、雪秩父の軽油、灯油の追加をお願いするものです。次の光熱費30万円は電気料です。次の売店用品20万円、食事材料40万円の減は執行残です。26公課費30万円の減。入湯税で執行残です。36ページにまいります。

8款土木費 2項道路橋りょう費 1目道路橋りょう総務費、補正額

13万5,000円の減。12委託料13万5,000円の減。町道改良舗装に伴う現況図調整委託料で執行残です。

2目道路維持費、補正額51万円の減。12委託料51万円の減。町道路面性状調査業務委託料で執行残です。

3目町道新設改良費、補正額187万7,000円の減。特定財源の国道支出金358万9,000円の減は、社会資本整備総合交付金です。地方債の180万円は、石淵逆川沿線改良舗装事業債、豊国橋土現通線改良舗装事業債、港小学校通り線・港小学校2号線改良舗装事業債、豊国旭台線排水整備事業債です。12委託料68万4,000円の減。港小学校通り線・港小学校2号線測量設計委託料42万2,000円。岩谷農場線測量設計委託料26万2,000円の減は執行残です。14工事請負費81万3,000円の減。豊国橋土現通線改良舗装工事41万円の減から、豊国旭台線排水整備工事8万3,000円の減まで執行残です。21補償補填及び賠償金38万円の減。導水管移設補償で執行残です。

5目橋りょう新設改良費、補正額349万2,000円の減。特定財源の国道支出金120万8,000円の減は、道路局所管補助金で、地方債の90万円の減は、橋りょう長寿命化補修事業債です。12委託料132万2,000円の減。道路橋定期点検業務委託料で執行残です。14工事請負費217万円の減。宝橋橋りょう補修工事183万円、旧国道大谷橋橋りょう補修工事34万円の減で執行残です。次のページになります。

6目除雪費、補正額99万5,000円の減。特定財源の地方債110万円の減は、除雪トラック購入事業債です。17備品購入費112万9,000円の減。除雪トラックで執行残です。18負担金補助及び交付金13万4,000円。私道除雪事業補助金で、燃料費の高騰等により、補助金の増加が見込まれるため、追加をお願いするものです。

8款土木費 3項河川費 2目河川維持費、補正額128万3,000円の減。特定財源の地方債100万円の減は、田下沢川護岸事業債ホロシツナイ川護岸事業債です。12委託料30万3,000円の減。普通河川浚渫計画策定委託料、黄金の沢川用地確定測量委託料で、いずれも執行残です。14工事請負費98万円の減。田下沢川護岸工事ホロシツナイ川護岸工事で、いずれも執行残です。

8款土木費 4項住宅費 1目公営住宅管理費、補正額9,301万6,000円。特定財源の国道支出金4,904万7,000円は社会資本整備総合交付金です。12委託料15万4,000円の減。昆布B・C

団地改修実施設計委託料で執行残です。14工事請負費9,317万円。曙団地公営住宅屋根・外壁改修工事99万円の減から、38ページにまいります。第3団地公営住宅屋根・外壁改修工事77万円の減は執行残です。次の昆布B団地公営住宅屋根・外壁・排水管改修工事4,301万円から、第3団地公営住宅下水道切替工事511万5,000円までは、社会資本整備総合交付金の事業前倒しによるもので、全額繰越明許費をもって、令和5年度に執行をお願いするものです。次の大谷団地公園整備工事27万5,000円の減は執行残です。

2目町営住宅管理費、補正額22万円の減。14工事請負費22万円の減。公宅解体工事で執行残です。

3目定住促進住宅建設費、補正額55万円の減。12委託料55万円の減。旧昆布診療所改修工事実施設計委託料で執行残です。

8款土木費 5項都市計画費 1目公園管理費、補正額36万2,000円の減。特定財源のその他36万2,000円の減は、森林環境譲与税基金繰入金です。12委託料36万2,000円の減。桜つつみ樹木捕植ほか剪定委託料で執行残です。

9款消防費 1項消防費 1目常備消防費、補正額243万7,000円の減。18負担金補助及び交付金243万7,000円の減。次のページにまいります。羊蹄山ろく消防組合負担金で、共通経費の減によるものです。

3目消防施設費、財源内訳の変更で、特定財源の地方債140万円の減は、水槽付消防ポンプ自動車購入事業債です。なお、消防費の明細につきましては、参考資料⑦に記載しております。

10款教育費 1項教育総務費 2目事務局費、補正額184万9,000円の減。特定財源の地方債400万円の減は、外国語指導講師派遣事業債、蘭越高校教育振興対策事業債で、過疎債ソフト分です。12委託料27万5,000円の減。外国語指導講師派遣業務委託料で執行残です。17備品購入費10万6,000円の減。防犯カメラで執行残です。18負担金補助及び交付金146万8,000円の減。蘭越町教育研究会事業補助金14万円の減は、事業中止によるもので、次の蘭越高等学校教育振興対策事業補助金の減は、海外修学旅行の中止によるものです。

3目スクールバス費、補正額65万3,000円。特定財源の国道支出金79万2,000円は、こどもの安心・安全対策緊急支援事業補助金です。10需用費42万3,000円。スクールバスヒーターの故障のため

め、修繕費用をお願いするものです。12委託料100万円の減。スクールバス運転管理業務委託料で、校外活動、各種大会の中止等により随時運行が減少したことによるものです。40ページにまいります。17備品購入費123万円。スクールワゴン車70万円の減は執行残です。次の車内置き去り防止安全装置193万円は、スクールバスに乗車する児童・生徒の安全管理を図るため、文科省の補助金を活用し、バス9台に安全装置を装着するもので、繰越明許費をもって令和5年度に執行をお願いするものです。

10款教育費 2項小学校費 1目学校管理費、補正額251万9,000円の減。特定財源の国道支出金60万4,000円の減は、学校施設環境改善交付金です。地方債50万円の減は、蘭越小学校バリアフリー改修事業債で、その他28万9,000円の減は社会保険料です。1報酬50万円の減。会計年度任用職員報酬で任用形態の変更による執行残です。3、4は説明を省略します。10需用費16万1,000円。光熱水費で電気料です。14工事請負費132万円の減。蘭越小学校バリアフリー改修工事で執行残です。

2目教育振興費、補正額19万7,000円。特定財源の国道支出金5万2,000円は、特別支援教育就学奨励費補助金です。19扶助費19万7,000円。要保護・準要保護世帯、就学援助費、次の特別支援教育就学奨励費は、申請増加による追加をお願いするものです。次のページになります。

10款教育費 3項中学校費 1目学校管理費、補正額110万5,000円。特定財源の国道支出金25万3,000円の減は、部活動指導員配置促進事業補助金です。1報酬30万円の減。部活動指導員に係る会計年度任用職員報酬で、執行残です。8旅費27万円の減。部活動指導員の通勤に係る費用弁償で、執行残です。10需用費185万円。光熱費で中学校の電気料です。12委託料17万5,000円の減。蘭越中学校改修基本設計委託料で、執行残です。

10款教育費 5項保健体育費 1目保健体育総務費、補正額7万1,000円の減。1報酬40万円の減。会計年度任用職員報酬で、執行残です。18負担金補助及び交付金32万9,000円。中体連参加事業補助金で、事業完了に伴う執行残です。42ページにまいります。体育振興奨励事業補助金82万9,000円は、全日本小学校選抜クロスカントリー大会への出場など、各種競技における児童・生徒の全国大会等出場によるものです。

3目学校給食センター費、補正額245万円の減。特定財源のその他23万1,000円の減は、社会保険料です。1報酬170万円の減。会計年度任用職員報酬で執行残です。3、4は説明を省略させていただきます。

12款公債費 1項公債費 1目元金、補正額36万円。22償還金利子及び割引料36万円。町債元金で、借入利率の変更等により、元金と利子の支払割合が変更となり、元金の支払額が増加となったものです。

2目利子、補正額102万6,000円の減。22償還金利子及び割引料102万6,000円の減。町債利子の減額で、借入利率の変更によるものです。

歳入に戻ります。9ページを御覧願います。

1款町税 2項固定資産税 1目固定資産税、補正額2,283万円。1現年課税分2,283万円。償却資産の追加で、風力発電事業者の申告に基づく賦課決定によるものです。

12款地方交付税 1項地方交付税 1目地方交付税、補正額4,997万7,000円。1地方交付税4,997万7,000円。普通交付税の追加で、昨年12月、地方交付税法に関する法律の一部を改正する法律に基づき、基準財政需要額の費目に臨時経済対策費の創設、また調整額の復活に係る普通交付税の再算定が行われ、12月13日に追加交付されました4,994万7,000円につきまして、歳入補正をするものです。これにより、令和4年度の普通交付税額は29億36万9,000円となっております。

14款分担金及び負担金から、15ページの上段になります、20款繰入金までは説明を省略します。

21款繰越金 1項繰越金 1目繰越金、補正額6,820万円。1繰越金6,820万円。前年度繰越金の追加です。

22款諸収入、16ページにまいります。23款町債、18ページまでになります、説明を省略させていただきます。次に、5ページを御覧願います。

第2表繰越明許費補正につきまして、御説明申し上げます。

追加でございますが、2款総務費 1項総務管理費、事業名、新型コロナウイルス感染症対策事業249万6,000円で、コロナワクチン接種費用の一部を翌年度に繰り越して使用するものです。

次に、6款農林水産業費 1項農業費、事業名担い手確保・経営強化支援事業4,994万6,000円から、名駒地区道営農地整備事業1,1

62万5,000円までの9事業、次の8款土木費 4項住宅費、事業名昆布B団地公営住宅屋根・外壁・排水管改修事業4,301万円から、第3団地公営住宅下水道切替事業511万5,000円までの3事業、次の10款教育費 1項教育総務費、事業名スクールバス安全装置購入事業193万円までの費用につきましても、翌年度に繰り越して使用するものでございます。

次に、変更でございますが、10款教育費 1項教育総務費、事業名スクールワゴン車購入事業で、補正前の金額は420万円でしたが、70万円減額し、350万円とするものでございます。次に6ページを御覧願います。

第3表地方債補正につきまして、御説明申し上げます。

限度額の変更で、過疎対策事業債ですが、補正前の限度額は4億5,600万円でしたが、2,040万円を減額し、4億3,560万円とするものです。公共事業等債ですが、補正前の限度額は230万円でしたが、760万円を追加し、990万円とするものです。学校教育施設等整備事業債ですが、補正前の限度額は810万円でしたが、50万円を減額し、760万円とするものです。緊急自然災害防止対策事業債ですが、補正前の限度額は1億2,360万円でしたが、150万円を減額し、1億2,210万円とするものです。緊急・防災減災事業債ですが、補正前の限度額は3,120万円でしたが、50万円を減額し3,070万円とするものです。防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債ですが、補正前の限度額は280万円でしたが、170万円を追加し、450万円とするものです。なお、記載の方法、利率、償還の方法につきましては、従前と変更ありません。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで昼食のため、休憩をいたします。

再開は13時といたします。

○議長（富樫順悦） 再開いたします。

○議長（富樫順悦） 日程第8、議案第9号令和4年度蘭越町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑に入りたいと思います。

質疑ありませんか。

1 番 淀谷議員。

○1 番（淀谷融） 1 番 淀谷です。

2 点ほどちょっとお伺いしたいと思います。

まず 20 ページの企画費なんですけども、この 18 の負担金補助及び交付金ということで、後志地域生物多様性協議会 1 万 1, 000 円の減ということになっておりまして、当初から 1 万 1, 000 円ということ計上されておりましたはずなんですよね。基本的には執行されなかったということでございますので、なぜ執行されていなかったのか、それともこの協議会はもう解散されたのかという、そのへんちょっとお伺いしたいのと、もし、ここまででなくて減額の時点が途中でできたのか、できなかったのかという点がもしあれば教えていただきたい。

それと同じ 21 ページなんですけども、財政調整基金ということで、1 億 4, 800 万積み立てたということで、追加されているということで、この分見ると、歳入見ると、一般財源ということで、前年度の繰越金が 6, 820 万、また交付税で 4, 900 万ぐらいあって、その部分の剰余金があるということも感じられるんですけども、基金の部分に剰余金とかあった場合に、基金積み立てることはよろしいんですが、子ども・子育て基金ということで提案されて、その部分に預金があれば、そちらに積んでいただけないかということで質問したことがあるんです。それで、今回その子ども・子育て基金ということで、5 万円ほどを計上されているんですけども、できればその剰余金というか、ここの財政調整基金も公共施設も確かに大事なんですけども、やはりその子育て基金のほうにいくらかでも、1, 000 万でも回せなかったのかなという部分がありまして、もしそういう剰余があれば、前も言ったように、こちらのほうの基金に積み立てしていただきたかったなということでありまして、その経過、ちょっと教えていただきたいというふうに思います。

○議長（富樫順悦） 今野総務課参事。

○総務課参事（今野満） 淀谷議員のただいまの後志地域生物多様性協議会の負担金の御質問にお答えさせていただきます。

こちら後志地域生物多様性協議会なんですけれども、昨年度、予算編成時においてですね、1万1,000円を負担金として計上してほしいということで、事務局の方から要望がありまして、予算計上させていただいた経過があります。

それでそこですね、今年度に入りましてですねコロナの影響等もありまして、協議会の活動自体が実施できなかったことから、今回1万1,000円負担金を減額させるよう、補正、減額補正を上げさせていただきました。それで、後志地域生物多様性協議会、こちら黒松内で事務局持っておりますけれども、来年度ですね、会の存続についてですね、改めて協議会で協議してですね、事務局としては会を解散する方向で考えてるってことなので、令和5年度につきましては予算計上しておりませんので、質問にお答えさせていただきたいと思います。よろしくお願います。

○議長（富樫順悦） 北山住民福祉課長。

○住民福祉課長（北山誠一） 先ほどの子ども・子育て基金の関係だったんですけど、子ども・子育て基金に積み立てしないのかという御質問だったんですけど、教育委員会のほうの奨学資金の特別会計ですね、特別会計のほうからその基金の方に5,500万ほどですか、5,500万ほど積み立てして、来年度の予算に計上させていただく予定になってます。

あと、支援策としてですね、少しまだ、まとまってない部分がありますので、どれぐらいのその財源が必要かとか、そういうのがちょっとうちのほうでまだ決まってない部分もありますので、ちょっと財政当局のほうにこの基金の関係、ちょっと今、協議中でして、まだ固まってない部分がありますので、その基金の方に積み立てってということはちょっと今してないという状況です。

○議長（富樫順悦） 淀谷議員。

○1番（淀谷融） 後志の地域生物多様性協議会ということで、説明ありまして、基本的にはコロナの部分であって、事業がやっていたなかったということで、その分について黒松内のほうが事務局ということで、令和5年度に向かっては、その存続性とかについて検討したいということで、令和5年度に予算計上していないということですよ。それで、このコ

ロナ、ずっと途中でね、結局はもう年度終わりということで、その途中で、その経過でできなかったのかなというふうに思っております。それで来年度に向けて協議をするということですので、そのへんはわかりましたので、よろしいと思います。

それと、今の子ども・子育て基金ということで、今、説明がありまして、奨学資金からその財源やって、そちらに積み立てるといふ、それはそれでよろしいんですよ。僕が言っているのは、それ以外にその剰余金が出てくるってということで、この分、今回はさっき言った前年度の繰越金、交付税または不要額から出た基金財源があったから、財政調整基金、それと公共施設基金に積んでると思うんです。そして、今、言われた説明の中でまだ財源が確定してないっていうか、事業が確定してないから、わからないからという説明だったんだけど、その基金というのは、将来に向かってその何かあるために積んでおかなきゃならない基金であって、事業決まってなくたって、剰余金があればそこに積むということが一番大切なことであって、基金条例ができて事業が決まってないから積み立てないんじゃないかと、剰余金があったらそこへ積み立てて、将来の子どもたちのために積むというスタイルは大事だと思うんです。それと、奨学資金の分は奨学金、別だと思うんですよ。言っているのはその剰余金が出た部分があれば、そこに余裕部分を子育て基金に積み立ててはどうかということなんですよ。今、事業、基金あるけど、そういう事業が決まってないから基金いくらかっていう、事業が決まれば基金の額が決まるってことなのかな。そうじゃなくて、将来の子どもたちのために、そういう事業、何かのために事業があれば、資金が必要になったときに、そのために基金を積んでおくっていう考え方が大事じゃないかと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（富樫順悦） 北山住民福祉課長。

○住民福祉課長（北山誠一） 淀谷議員のおっしゃるとおりだと思います。

しかし、うちのほうとしてですね、子ども子育てに対しての支援、支援策っていうのがですね、どれぐらいの規模のものがあるのか、少しそのへんも、ちょっとまとめた上でですね、どれぐらいの規模の財源、淀谷議員おっしゃるとおり、その必要なときに使うために、積み立てておくべきだというのは、十分わかります。それでそのへんをですね、財政当局の

方ときちんと打ち合わせしながらですね、今後取り進めていきたいと思
いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（富樫順悦） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） 北山課長からの今の基金の話の補足いたします。

今回、取り崩しで1億5,000万見てまして、財政調整基金の方です
ね、それ積むことによって、約2億円積むこととなります。あと公共施設
のほうについては2億4,000万ということで、次年度以降の公共施
設の整備のために、今回この余剰たるものを、積ませていただいたとこ
ろでございます。

ただ先ほど、5,500万の奨学資金の振替の話もあったんですけど
も、今、北山課長からお話ありましたとおり、今後の施策の検討という概
念もあるんですけども、淀谷議員おっしゃるとおりですね、将来的なそ
ういう余剰金の財源をですね、翌年度に向かってどう積んでいくかって
いうのは、当然そのように私も思います。それで今の特別交付税のほう
もですね、今、これから下旬に決まります。その分の余剰を含めて、一
定程度分をですね、子ども基金のほうに積むことを検討させていただき
ますので、御理解願いたいと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） 淀谷議員。

○1番（淀谷融） なるべくですね、余剰金がありましたら、やはりこれ
からの子どもたちのためにですね、この基金になるべく積んでいただき
たいと、そういうことでお願いして終わりたいと思います。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 淀谷議員の御質問にお答えします。

議員おっしゃっている趣旨は、十分、私も理解をしております。今回、
当初予算で財調を含め、取り崩しをさせていただいた、その部分が今、財
源調整をして戻すというか、その崩した部分をですね、再度積まさせて
いただくという考え方と、公共施設は説明したとおり、来年度から蘭越
中学校の大規模改修が始まるということもあってですね、今回その部分
を若干、積まさせてもらって、来年度に活用したいという考え方で、この

補正を出ささせていただきました。それと併せて、議員がおっしゃっている趣旨については、十分、理解をしています。先ほど総務課長がおっしゃったとおり、これから、今、特別交付税の算定の部分で確定をします。それと繰越金とか余剰金、その部分がありますので、それを見て、子ども・子育て基金のほうに積める部分は、十分、内部で検討したいという考え方でございますので、議員おっしゃってる部分は、十分、理解した部分で取り進めてまいりたいというふうに考えております。御理解ください。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。

7番難波議員。

○7番（難波修二） 3点質問をいたします。

歳入、まず15ページです。雪秩父の食事料等の減額があります。それで、非常に御苦労されて、経営されてることについては、十分、承知の上で申し上げたいというふうに思いますけれども、食事料予算現額370万なんですけど、これを150万減額するということなんです。それでちょっとこれまでどうかっていうのを、ちょっと見てみたんですけども、令和3年の決算で150万ぐらいなんです。コロナが始まる前がどのぐらいあったかというのと400万ぐらいありました。ですから、そういう意味では、コロナ前と比べて4割程度にまで落ち込んでると、ということなんです。売店の方はコロナ前の7、8割ぐらいはキープしてるんですよね。この食事料のことで、実は冬期間の営業は平日は正午からになってるんですよね。10時からだと思ってたんですけども、10時は夏期間と祝祭日だけなのかな。平日は正午からの営業と、こういうふうになってるんです。利用されてる町民の方から、いや正午からだ、どうなんだろうねっていう声もちょっと聞いたことがあるんです。それでこの食事料を減額しますよと。正午からの営業だと、ほぼほぼ平日は、冬期間の平日はそこに行って食事を取るっていう方はいないんじゃないかなというふうにちょっと思うんですよね。だから、その食事料との関係で、冬期間平日の正午オープンということがどうなんだろうかっていうのをちょっと感じるんですけども、いろいろ御苦労を重ねて、それが一番いいだろうということで、そういう対応されてると思うんですけども、冬期間平日正午からの開店ということの、その食事料との関係っていうのが、もし担当として何かお考えがあればですね、全くそれは影響がないということであればいいんですけども、もう少しコロナ前に戻して

いくためには、特に冬期間の利用客が多いと思うんですけども、正午のオープン時間がどうかということについて、少しお尋ねをしたいというふうに思います。重ねて言いますけれども、十分苦労されてるってことを承知の上で申し上げてますので、よろしくをお願いします。

歳出で2点、32ページの林業振興費です。私有林整備事業が760万円減という、予算現額2,100万円なんですよね。ですから、かなりの額が、3分の1くらい減っているということなんでしょかね。これは特財で761万3,000円減になってますけども、これは環境譲与税の基金の取り崩しなんですよね。これ、この減の部分と私有林整備のこの減がリンクするんですけども、私有林整備事業が当初予算していた2,100万円ぐらいが760万円減額をせざるを得ないという、そのあたりですね、状況ですね、当初予定してた2,100万の事業費が3割程度落ちるということの、そういうことについて、もう少し説明をお願いしたいなというふうに思います。

あともう1点です。商工費の33ページですけども、人件費、報酬、職員手当共済費が300万近く減になってます。これは地域おこし協力隊の対象事業費だと思うんですけども、昨年6月の補正で、これは措置されたんですけども、それが丸々今回減額ということですよ。商工会で地域おこし協力隊を配置をして、商工の活性化のことを担ってもらおうということでしたけれども、これが現在の状況はどうなのかと、丸々希望者がいましてたということと、どういうふうに捉えているかということと、これが大事だと思うんですけども、それがもう少し御説明をお願いしたいと、新年度でまた新たに見てます。ですから、今年度のこの減額をするということに至った経過を踏まえて、来年度に向けてはどうなのかという、そのへんについても、新年度予算のことですから、それはその中でやってもいいんですけども、来年に向けての見通しみたいなものも含めて、もう少し説明をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（富樫順悦） 水上商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（水上昭広） 難波議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の、雪秩父の営業、冬期間の営業時間なんですけども、実際12時からということで周知させていただいております。その中でも当初10時からとかだったんですけども、今現在やっぱり露天風呂とかですね、

周りの部分の雪投げの作業がまず時間がかかって、お客さんに雪庇が出た部分とかですね、そういう部分で時間がかかるという部分と、あとはインバウンドの関係の方々、外人の方がほぼ9割ぐらい、今現在、前回から占めてるわけなんですけども、その部分でお昼、昼食食事に影響してくるものですから、売り上げ下がるということは自然と考えていかなきゃならない部分で、一応冬期間においては12時からという食堂、レストランの営業なんですけども、まずその部分も考慮しまして、夜ですね、夕方の部分でも、さらに時間を延長してですね、夕食の部分でもカバーして対応していきたいということで、今の段階では、現在では冬期間の部分では、夜も結構利用して外人の方が利用してくれるということで、現場とも聞いてます。その部分でも売り上げの増加には努めなければなりませんけども、その部分でも、やっぱり時間帯、お客様の売上増加のためにですね、内部で十分検討して、対応していきたいと考えております。

次の会計年度任用職員の商工会の関係なんですけども、実際、令和4年度に2名ということで公募、商工会からの要望がありまして、公募させていただいた状況であります。その部分でも令和4年度公募なかったということで、今回減額させていただいたんですけども、その中で新年度から1名分予算計上させていただいています。実際、現状といたしましては、本州の方からですね、1名の申し込みがありまして、新年度からですね、例えば商工会で取り組めなかった情報発信とかですね、インバウンドに向けた活動とか、そういう部分も、あとは地元の商店街の方々とですね、相談とかですね、そういう部分でも業務に携わっていききたいと計画してますので、新年度からは1名配置する予定でおりますので、御理解願います。

○議長（富樫順悦） 田縁農林水産課長。

○農林水産課長（田縁幸哉） 難波議員の私有林等整備事業の執行残の関係についてお答えしたいと思います。

この事業についてはですね、林業事業体のほうに、予算計上の際は事業量を伺いまして計上の方をしたところなんですけども、国や道の予算がですね、まず使われ、この事業に使われてですね、最終的に町の予算のほう使うというような流れになっておりまして、国・道ですね、予算、それなりにあってですね、町の予算を使うまでのですね、事業料がなかったということで、そういうことで執行残761万3,000円出たという

ことでございます。以上です。

○議長（富樫順悦） 難波議員。

○7番（難波修二） 雪秩父のことは了解しました。12時にせざるを得ない、そういう事情というのも理解をしました。けれども、せっかくやっぱり食堂を設けて、それを対応する人も配置するというので、昼を繰り上げるのであれば、夜の方に延長するという、そういうこともあると思うんですけども、お風呂に入って、その後、食堂に行って、蕎麦、ラーメンの一杯食べようかというささやかなそういうね、何て言うんでしょうか、楽しみっていうのをしておられる方もいるんじゃないかなというふうに思うんですよね。是非、雪投げが大変だというそれも、わからないわけではないんですけども、危険が生じない程度の豪雪はそれはそれで冬の五色温泉の露天風呂は、あれはあれでいいんじゃないかなというふうに思うんですけれども、是非、創意工夫を重ねてですね、やっていただきたいなというふうに思いますので、今後もよろしく願いしたいと思います。

私有林整備の関係については、理解をしました。ただ、もともと譲与税の活用で、この私有林整備が、何か当初はできないとかなんとかってというようなことがあったけど、それが活用できるということになって、やっぱり大いにこれを活用してほしいというところが最もやっぱり大きなその使い道といいますかね、そういうことではないかなというふうに思うので、利用、希望される方が少なければ、それはそれで最終的にはここが一番減っていくということになると、今の理由はわかりましたけれども、是非、環境譲与税の基金の活用ということでは、ここがやっぱり最も大事じゃないかなというふうに思うので、是非これからも取り組みを進めてほしいというふうに思います。

商工会の新年度に向けてなんとなく見通しが出てきているという、そういうことであります。新年度の審議については、またいろいろ議論があるかと思うんですけども、6月に補正をして結局駄目でしたと。そこから何を踏まえて商工会がこういう狙いでやろうと思ってたけど、こういうこと駄目だと。それで新年度にこうやりたいんだっていう、そういう商工会としての主体的なね、こういうことをやるんだっていうところをやっぱりきちっと掴むっていうか、そういうことをやっぱり考えていかないと、なんとなく1人引っ張ってきて、地域おこし協力隊を配置

しましたとするだけで終わるんじゃないくてね、その方々に何をやってもらうかっていう、商工会としてどういうことを期待して、それをこうやってもらうっていう、そういうことをしっかり掴んでいくっていうところがやっぱり一番大事だと思うんですよね。是非、そういう意味で新年度に向けて、町からのそういう働きかけも、さらに強力にして商店街の賑わいを取り戻すという、そういうことも一般質問にもありますので、是非是非、そのことについて、これからも注力をしていってほしいなというふうに思います。終わります。

○議長（富樫順悦） 答弁はよろしいですか。

○7番（難波修二） はい。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第9号令和4年度蘭越町一般会計補正予算を採決します。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第9、議案第10号令和4年度蘭越町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

北山住民福祉課長。

○住民福祉課長（北山誠一） ただいま上程されました、議案第10号令

和4年度蘭越町国民健康保険特別会計補正予算第4号につきまして、御説明申し上げます。

この会計の現在の予算の総額は2億3,415万6,000円で、この総額から660万2,000円を減額し、予算の総額を2億2,755万4,000円とするものです。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正によるものです。

それでは事項別明細書の歳出から御説明申し上げます。7ページを御覧願います。

1款総務費 1項総務管理費 2目広域連合負担金、補正額588万6,000円の減。特定財源その他862万8,000円の減につきましては、一般会計繰入金です。18負担金補助及び交付金588万6,000円の減。後志広域連合の国民健康保険事業運営分賦金で、本年度の医療分の減額によるものです。

2款保健事業費 1項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費、補正額40万5000円の減。特定財源その他40万5,000円の減につきましては、後志広域連合保険事業交付金です。1報酬5万4,000円の減。会計年度任用職員報酬です。12委託料35万1,000円の減。特定健康診査委託料です。特定健康診査の受診者の減によるものです。

2款保健事業費 2項保健事業費 1目疾病予防費、補正額31万1,000円の減。特定財源その他31万1,000円の減は、後志広域連合保険事業交付金です。12委託料31万1,000円の減。人間ドック検診委託料です。受診者の減によるものです。

次に、歳入について御説明申し上げます。5ページを御覧願います。

1款国民健康保険税 1項国民健康保険税 1目一般被保険者国民健康保険税、補正額1,431万7,000円の減。1医療給付費分現年課税分588万4,000円の減。2後期高齢者支援金分現年課税分656万3,000円の減。3介護給付金分現年課税分187万円の減。いずれも決算見込みによる減です。

4款繰入金 1項一般会計繰入金 1目一般会計繰入金、補正額8,682万8,000円の減。1保険基盤安定繰入金軽減分46万3,000円の追加。一般会計繰入金です。2保険基盤安定繰入金支援分8万7,000円の追加。一般会計繰入金です。いずれも軽減及び支援負担金確

定に伴う追加です。3 一般会計繰入金 9 1 7 万 8, 0 0 0 円の減。過年度分分賦金精算の充当による税込不足補填分の減額です。

5 款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金、補正額 7 7 0 万 1 0 0 0 円。前年度繰越金です。6 ページになります。

6 款諸収入 3 項雑入 1 目雑入、補正額 8 6 4 万 2, 0 0 0 円。2 域連合支出金 8 6 4 万 2, 0 0 0 円。後志広域連合保険事業交付金 7 1 万 6, 0 0 0 円の減。令和 4 年度特定健診検査事業の確定に伴う減額です。国民健康保険事業過年度分、過年度分賦金精算金 9 3 5 万 8, 0 0 0 円。令和 3 年度後志広域連合国民健康保険分賦金の精算金です。以上で説明を終わります。よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第 1 0 号令和 4 年度蘭越町国民健康保険特別会計補正予算を採決します。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第 1 0 号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第 1 0、議案第 1 1 号令和 4 年度蘭越町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

北山住民福祉課長。

○住民福祉課長（北山誠一） ただいま上程されました、議案第11号令和4年度蘭越町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号につきまして、御説明申し上げます。

この会計の現在の予算の総額は8,778万2,000円で、この総額から31万7,000円を減額し、予算の総額を8,746万5,000円とするものです。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものです。

それでは事項別明細書の歳出から御説明申し上げます。6ページを御覧願います。

2款後期高齢者医療広域連合納付金 1項後期高齢者医療広域連合納付金 1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額55万2000円の減。特定財源その他146万8,000円の減につきましては、一般会計からの繰入金で、内訳は事務費繰入金34万円の減。保険基盤安定繰入金112万8,000円の減です。18負担金補助及び交付金55万2,000円の減。北海道後期高齢者医療広域連合負担金で、保険料等、失礼しました。すいません。保険料等負担金21万2,000円の減。保険料法定減額確定に伴い減額するものです。また事務費負担金34万円の減につきましては、令和4年度の広域連合事務費の確定によるものです。

3款諸支出金 2項繰出金 1目一般会計繰出金、補正額23万5,000円。27繰出金23万5,000円。令和3年度の当該特別会計の決算による余剰金を一般会計へ繰り戻すものです。

次に歳入について、御説明申し上げます。5ページを御覧願います。

1款後期高齢者医療保険料 1項後期高齢者医療保険料 1目特別徴収保険料、補正額43万9,000円。現年度分特別徴収保険料43万9,000円の追加。

2目普通徴収保険料、補正額47万7,000円。現年度分普通徴収保険料47万7,000円の追加。いずれも令和4年度保険料増額に伴う追加です。

3款繰入金は、歳出で御説明いたしましたので省略いたします。

4款繰越金 1項繰越金 1目繰越金、補正額23万5,000円。前年度繰越金です。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第11号令和4年度蘭越町後期高齢者医療特別会計補正予算を採決します。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第11、議案第12号令和4年度蘭越町介護保険サービス事業特別会計補正予算を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

山下健康推進課長。

○健康推進課長（山下志伸） ただいま上程されました、議案第12号令和4年度蘭越町介護保険サービス事業特別会計補正予算第3号につきまして、御説明いたします。

この会計の現在の予算総額は6,757万7,000円で、この総額から歳入歳出それぞれ500万円を減額し、歳入歳出予算の総額を6,257万7,000円とするものです。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものです。

それでは事項別明細書の歳出から御説明いたします。6ページを御覧

願います。

1 款 サービス事業費 1 項 居宅サービス事業費 2 目 通所介護事業費、補正額 500 万円の減。特定財源その他の 80 万円の減は、社会保険料納付金です。1 報酬 381 万円の減。デイサービスこんぶにおいて今年度予定していましたが介護員兼運転手 1 名の採用と、4 月末に退職した介護員 1 名の後任を公募していましたが、採用が 11 月と 12 月までなく、それまでの欠員期間の報酬相当分を減額するものです。3 職員手当等 50 万円の減。介護員欠員期間に係る期末手当分です。4 共済費 69 万円の減。介護員欠員期間にかかる社会保険料です。

次に、歳入について御説明いたします。5 ページを御覧ください。

1 款 サービス収入 1 項 介護給付費収入 1 目 居宅介護サービス費収入、補正額 100 万円の減。訪問介護費収入で、年度中の利用者の減によるものです。

2 款 繰入金 1 項 一般会計繰入金 1 目 一般会計繰入金、補正額 426 万 7,000 円の減。一般会計繰入金です。

3 款 繰越金 1 項 繰越金 1 目 繰越金、補正額 106 万 7,000 円の追加。前年度繰越金です。

4 款 諸収入につきましては、歳出で説明いたしましたので説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第 12 号 令和 4 年度 蘭越町 介護保険 サービス事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
異議なしと認めます。
よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第12、議案第13号令和4年度蘭越町簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

北川建設課長。

○建設課長（北川淳一） ただいま上程されました、議案第13号令和4年度蘭越町簡易水道事業特別会計補正予算第4号につきまして、御説明いたします。

現在、この会計の予算の総額は2億742万9,000円でありまして、これから歳入歳出それぞれ285万2,000円を減額し、2億457万7,000円とするものでございます。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

今回の補正予算の主な内容は、入札等による執行残の減額と、本年4月から公営企業会計移行に伴い、従前は出納整理期間で収入される水道使用料が新たな公営企業会計の収入として引き継がれることから、この特別会計の赤字決算を回避するため、未収となる水道使用料を減額し、一般会計からの繰入金を増額するものであります。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明いたします。6ページを御覧ください。

1款事業費 1項水道事業費 1目水道総務費、補正額164万6,000円の減。18負担金補助及び交付金164万6,000円の減。これは北海道自治体情報システム協議会負担金のうち、本年10月から開始されるインボイス制度に係るシステム改修費が減額となったことによります。

2目水道維持費、補正額119万5,000円の減。特定財源のその他8万円の減は、一般会計で執行した町道豊国旭台線側溝整備工事に伴う導水管工事の負担金です。12委託料81万5,000円の減。水道施設維持管理委託料及び水道監視装置保守点検委託料、はいずれも入札によ

る執行残です。14工事請負費38万円の減。補償工事で、町道豊国旭台側溝整備工事に伴う導水管のバイパス工事及び布設替え工事について、いずれも入札による執行残です。

2款公債費 1項公債費 1目負担金、補正額8,000円。22償還金利子及び割引料8,000円。償還元金です。

1目利子、補正額1万9,000円の減。22償還金利子及び割引料1万9,000円の減。町債利子で借入利率の確定によるものです。

次に、歳入に戻ります。5ページを御覧ください。

1款分担金及び負担金は、説明を省略いたします。

2款使用料及び手数料 1項使用料 1目水道使用料、補正額520万円の減。水道使用料ですが、これは冒頭で説明しましたとおり、従前であれば、出納整理期間で収入されたものは、その収入の属する年度の歳入として計算されますが、この会計は、本年4月1日から公営企業会計に移行されるため、出納整理期間が存在しません。このため、4月及び5月に収入される予定のおおよそ1,000万円については、新たな公営企業会計の収入となることから、この特別会計の赤字決算を回避するため、水道使用料を減額し、一般会計からの繰入金を増額するものであります。

3款繰入金 1項一般会計繰入金 1目一般会計繰入金、補正額272万8,000円。一般会計からの繰入金で、この額が水道使用料の減額分と比べ少ないのは、歳出の執行残等により既定予算で減額しているためであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第13号令和4年度蘭越町簡易水道事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

○議長(富樫順悦) 日程第13、議案第14号令和4年度蘭越町農業集落排水事業特別会計補正予算を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

北川建設課長。

○建設課長(北川淳一) ただいま上程されました、議案第14号令和4年度蘭越町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号につきまして、御説明いたします。

現在、この会計の予算の総額は2億6,424万9,000円でありまして、これに歳入歳出それぞれ291万2,000円を増額し、2億6,716万1,000円とするものでございます。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

次に、第2条の繰越明許費は、第2表繰越明許費によるもので、後ほど御説明いたします。

第3条の債務負担行為は、第3表債務負担行為によるもので、これも後ほど御説明いたします。

第4条の地方債の補正は、第4表地方債補正によるもので、後ほど御説明いたします。

今回の補正予算の内容は、歳入歳出予算では主に事業の執行残による減額と、国の補正予算による事業費の追加です。

繰越明許費については、国の補正予算による事業費と合わせ、当初予算の執行残を繰り越し、翌年度に執行するものです。

債務負担行為は、農業集落排水終末処理施設の管理業務を4月1日午前0時から委託するに当たり、その業務内容を年度開始前の入札により

確定させるため、債務負担行為を設定するものであります。

地方債の補正については、二セコ町の事業費負担金の増に伴う地方債の減額と、国の補正予算による増額分を反映しております。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明いたします。９ページを御覧ください。

１款事業費 １項下水道事業費 １目下水道維持費、補正額３９０万円の減。１２委託料３９０万円の減。終末処理施設の管理委託料の執行残です。

２目農業集落排水整備費、補正額６９５万８，０００円。特定財源の国道支出金は、国の補正予算による事業費の追加に係る補助金です。地方債は同じく特定財源のその他である二セコ町の事業費負担金３９６万円の増に伴い、減額する４００万円と、国の補正予算債３００万円との差額です。１２託料２９万２，０００円の減。機能強化対策の数量算定業務委託料で執行残によるものです。１４工事請負費７２５万円。機能強化対策の管理施設工事で、国の補正予算によるものです。

２款公債費 １項公債費 １目元金、補正額６万７，０００円。２２償還金利子及び割引料６万７，０００円。償還金で借入利率の変更によるものです。

１目利子、補正額２１万３，０００円の減。２２償還金利子及び割引料２１万３，０００円の減。償還利子です。

次に歳入に戻ります。８ページを御覧ください。

１款の分担金及び負担金、３款の国庫支出金、８款の町債については説明を省略いたします。

５款繰入金 １項一般会計繰入金 １目一般会計繰入金、補正額４１万３，０００円の減。一般会計繰入金です。

６款繰越金 １項繰越金 １目繰越金、補正額１０６万円。前年度繰越金です。

つづいて、繰越明許費です。３ページを御覧ください。

繰越明許費の内容は、１款事業費 １項下水道事業費、事業名は農業集落排水施設機能強化対策事業で、金額は１，７５７万円です。これは国の補正予算による追加事業費７２５万円と、当初予算の執行残１，０３２万円を合わせたもので、この金額を翌年度に繰り越して執行するものであります。

つづいて、債務負担行為です。４ページを御覧ください。

この債務負担行為の設定は、いわゆる国のゼロ国債に相当するもので、

契約の始まりが4月1日午前0時とする特定の業務について、新たな年度の開始前に入札を行い、契約内容を確定させさせるために行うものでございます。

債務負担行為の内容を説明いたします。

債務負担行為の事項は、終末処理施設管理委託で設定する期間は、令和5年度の単年度、限度額は4,550万円です。

なお、この限度額は令和5年度の歳出予算案に計上した額と同額としております。

最後は、地方債の補正で、5ページとなります。

補正の内容は、他の特定財源の増額による起債の減額と補正予算債の増額分を反映しております。

変更の内容は、過疎対策事業債が1,470万円から1,270万円。下水道事業債が4,410万円から4,510万円にそれぞれ変更します。

なお、記載の方法、利率、償還の方法は従前と変更はありません。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第14号令和4年度蘭越町農業集落排水事業特別会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第14、議案第15号令和4年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事業特別会計補正予算を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

水上商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（水上昭広） ただいま上程されました、議案第15号令和4年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事業特別会計補正予算第3号について、御説明いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響により、日帰り会食及び日帰り入浴客などが当初の回復見込みより減少し、減収に対応するため、予算の補正をお願いするものです。

この会計の現在の歳入歳出予算の総額は2億5,340万8,000円でございます。この総額から226万円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億5,114万8,000円とするものでございます。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

次に、債務負担行為ですが、第2表債務負担行為によるものです。後ほど御説明いたします。

それでは事項別明細書の歳出から御説明を申し上げます。8ページを御覧願います。

1款総務費 1項総務管理費 1目一般管理費、補正額85万円の減。3職員手当等60万円の減。時間外勤務手当です。8旅費25万円の減。職員旅費です。

2目財産管理費、補正額74万円の減。11役務費19万円の減。手数料で、浄化槽清掃14万円の減。地下タンク漏えい検査5万円の減は、執行残です。12委託料55万円の減。ヒートポンプ保守点検委託料で1年未満の点検となったため、点検箇所減少により減額するものです。

2款事業費 1項営業費 1目営業費、補正額67万円の減。特定財源その他80万円の減は、社会保険料納付金です。1報酬140万円の減。会計年度任用職員報酬です。3職員手当等47万円の減。会計年度任用職員期末手当です。4共済費190万円の減。社会保険料です。9ペー

シを御覧ください。10 需用費 310 万円の追加。消耗品費 152 万円の追加。一般消耗品費 130 万円の追加。サービス用品 22 万円の追加で、物価高騰により予算に不足が生じるため、追加するものです。燃料費 102 万円の追加。軽油 25 万円の減。灯油 127 万円の追加。光熱水費 144 万円の追加。電気料です。修繕料 50 万円の減。売店用品 160 万円。164 万円の追加で、全国旅行支援クーポン利用により、売店売上げが増加したことから追加するものです。食事料 220 万円の減。10 ページを御覧願います。酒類 180 万円の追加です。

つづいて、歳入について御説明いたします。6 ページを御覧ください。

1 款事業収入 1 項事業収入 1 目事業収入、補正額 2,326 万円の減。1 宿泊料 270 万円の追加。全国旅行者支援により一般宿泊のお客様が増加したため、追加するものです。2 湯治料 1,460 万円の減。3 貸室休憩料 60 万円の減。5 入浴料 356 万円の減。7 食事料 920 万円の減。9 売店売上 200 万円の追加。

3 款繰入金 1 項一般会計繰入金 1 目一般会計繰入金、補正額 1,700 万円。一般会計繰入金で、幽泉閣事業維持のため、一般会計より支援いただくものです。

3 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目交流促進センター幽泉閣財政調整基金繰入金、補正額 500 万円。交流促進センター幽泉閣財政調整基金繰入金です。7 ページを御覧願います。

5 款諸収入 2 項雑入 1 目雑収入、補正額 100 万円の減。2 雑入 100 万円の減。社会保険料納付金、カラオケ使用料、湯巡りパス手数料です。

つづいて、債務負担行為について御説明いたします。3 ページにお戻りください。

この債務負担行為の設定は、特定の業務委託について、これまでの契約の方法を変更し、新たな年度開始前に入札を行い、契約内容を確定させ、その効力を4月1日、午前0時から発生するために行うものです。今回、債務負担行為を設定する幽泉閣の施設警備業務は、施設内安全管理のため、午後7時から翌朝7時まで警備業務を行う特殊な業務であることから、年度開始前に契約を確定させるため、予算の措置方法を変更するものであります。

では、設定する債務負担行為の内容について御説明いたします。

債務負担行為の事項は、施設警備業務委託で設定する期間は、令和5年度の単年度。限度額は558万3,000円です。

なお、この限度額は令和5年の歳出予算に計上した額と同額としております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

10番熊谷議員。

○10番（熊谷雅幸） 10番です。

6ページの歳入のところでちょっとお聞きしたいんですけど、新年度予算を迎えまして幽泉閣会計について、ちょっと聞く前にお聞きしたいなと思っております。この中で旅行支援でプラスになっているというふうに、今おっしゃってありました。料金改定や、いろいろな1人宿泊その他で増えてるのかなという気もしますけれども、湯治料とやはり食事料が大きく減少しておる内容の中で、今の現状と、どういう分析をされてるのかなということと、宿泊がだいぶ戻ってきてるのかなという気はしてるんですけども、月別にわかれば何%減とか、何%プラスとかわかれば、そのへんについてお知らせ願いたいなと思います。

○議長（富樫順悦） 水上商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（水上昭広） 熊谷議員の御質問にお答えいたします。

今現在、歳入の部分で、一般宿泊の部分、どのくらい戻ってきてるかということなんですけども、実際、一般宿泊の方は、先ほど議員も申しました旅行支援とかの活用によってですね、一般客は増えてるんですけども、その分、湯治料のほう、減額させていただいてますが、ビジネス客の方がですね、大変減少していて、その分、旅行支援も使って一般の方で利用させていただいて、売上増という形になっているのが現状であります。

2点目の湯治料と食事料、湯治料は先ほど御説明させていただきましたけども、食事料に関しては、今現在6,800万ほど収入あるんですけども、実際、令和元年度のコロナ前から比べると、コロナ前の段階では、1億円超してる状況でしたので、やっぱり実際、日帰り会食とかですね、宿泊の方は増えても、日帰り会食の部分がやっぱり大きくプラスになっ

てくるのかなと。やっぱり、その分、日帰り会食の方とですね、コロナ禍が緩和されて、戻ってきていただければ、その分、幽泉閣の売り上げっていうか、今、一般会計から御支援もいただいているんですけども、そういった部分でも少しでも減らすように進めてまいりたいと思いますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（富樫順悦） 熊谷議員。

○10番（熊谷雅幸） 分析されているなと思いますが、その中でやはり、コロナ禍の中で、会食を伴うもの、もしくは、そういうものが推奨されていない今の時代ですから、致し方ない面はありますけれども、どうですかね、これから徐々に増えてくることを期待するしかないのかなということもありますし、逆に言えば工事とかで来る技術者の方とか、ちょっと言い方悪いかもしれない、そういう職人の方については、非常に好評なんですね。あそこは。自分の泊まるところに風呂もいらないけども、大きな風呂もあるし、いい食事もあるからあそこに泊まりたいって人も結構多いんで、そのへんをうまく活用しながらも、少ないときはですね。本来であればいいところは、家族とか、いろんな方とゆったり泊って楽しんでいただけるような場だと思うんですけど、これ今後、回復を祈りながらも、いろんな企画を出して、売店も好評なんで、もう一步、コロナ明けに向けて頑張ってもらいたいと思います。そのへんについて、最後お聞きします。

○議長（富樫順悦） 水上商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（水上昭広） はい。御質問にお答えいたします。

先ほどの議員からも工事の方の、もう好評だということをお意見いただきまして、予約状況もですね、確認しながら、少ないときはビジネスの方にも周知するような、利用していただくような、宣伝もしながらですね、あと今後、会食、日帰り会食や団体利用の方にもですね、利用していただけるようなPR、周知に努めたいと思いますので御理解願います。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第15号令和4年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事業特別会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

○議長(富樫順悦) お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会といたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、本日は延会することに決定いたしました。

午後 2時 5分 延会